令和4年10月

下 田

あなたとチャレンジ ~地域に根ざしたハローワーク~



公 共 下 \blacksquare 膱 業 安 定 所 話 0558-22-0288 雷

FAX 0558-23-0733

静岡県最低賃金改正決定のお知らせ〔時間額 913 円→944 円〕

社員・臨時・パート・アルバイト等の名称にかかわらず、静岡県内の事業場で働く全ての 労働者に適用される「静岡県最低賃金」が令和4年10月5日より

【時間額944円】に変更となりました。

令和4年10月5日からは、時間額944円を下回る賃金の求人は受理できませんのでご注意 ください。また、現在雇用されている従業員についても、賃金が時間額944円を下回る場合 は、令和4年10月5日から時間額を944円以上に引き上げる必要がありますので、必要に 応じて賃金の見直しをお願いいたします。

大幅な引き上げとなった最低賃金の引き上げを支援するため、「業務改善助成金」をはじ めとした各種支援策、「静岡働き方改革推進支援センター」での無料相談も行っております ので、是非ご活用ください。

○業務改善助成金コールセンター

TEL0120-366-440 (平日8:30~17:15)

〇静岡働き方改革推進支援センター TEL0800-200-5451(平日9:00~17:00)

10 月は「年次有給休暇取得促進月間」です

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するた め、毎年10月を「年次有給休暇取得促進月間」とし、集中的な周知を 行っております。働く人のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、 事業所が積極的に自社の状況や課題を把握し、年休の取得しやすい環境 作りを継続していくことが大切です。その取り組みとして、年次有給休 暇の計画的付与制度や、働く人の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休 み方を実現するため、時間単位年次有給休の活用が考えられます



人材開発支援助成金の制度見直しについて

人材開発支援助成金をより利用しやすくするため、令和4年10月1日から提出書類の省略 や簡略化、要件の緩和を行いました。(詳細は別添リーフレット参照)

人材開発助成金は、事業主が労働者に対して訓練等を実施した場合、その費用や訓練を受け た従業員に対して支払う賃金の一部を助成する制度です。

本助成金についてのお問い合わせ先:静岡労働局職業対策課 TEL054-271-9970

職業紹介関係主要指標

| | | 令和4年8月 | 令和4年7月 | 令和3年8月 | 対前月比 | 対前年同月比 |
|-----------|-------------------|--------|--------|--------|------------------------|------------------------|
| 全数(パート含む) | 1 新規求職申込件数 | 153 | 143 | 146 | +7.0% | +4.8% |
| | 2 月間有効求職者数 | 759 | 810 | 679 | ▲ 6.3 % | +11.8% |
| | 3 新規求人数 | 414 | 534 | 348 | ▲ 22.5% | +19.0% |
| | 4 月間有効求人数 | 1,544 | 1,588 | 1,302 | ▲ 2.8 % | +18.6% |
| | 5 紹介件数 | 123 | 123 | 117 | 0.0% | +5.1% |
| | 6 就職件数 | 50 | 67 | 56 | ▲ 25.4% | ▲ 10.7% |
| | 7 充足数 | 43 | 62 | 57 | ▲ 30.6 % | ▲ 24.6 % |
| | 8 新規求人倍率 (3/1) | 2.71 倍 | 3.73 倍 | 2.38 倍 | ▲1.02P | +0.33P |
| | 9 有効求人倍率 (4/2) | 2.03 倍 | 1.96 倍 | 1.92 倍 | +0.07P | +0.11P |
| | 10 就職率 (6/1×100) | 32.7% | 46.9% | 38.4% | ▲14.2P | ▲ 5.7P |
| | 1 1 充足率 (7/3×100) | 10.4% | 11.6% | 16.4% | ▲ 1.2P | ▲ 6.0P |



1.81 ※静岡県、全国の倍率は季節調整値。なお、調整替の実施により、過去に公表した数値が遡って改訂される場合がある。

1.64

雇用保险関係主要指標

1.80

1.88

1.75

1.69

1.79

1.96

2.03

1.86

| | 令和 4 年 8 月 | 令和 4 年 7 月 | 令和3年8月 | 対前月比 | 対前年同月比 | | | |
|------------|------------|------------|--------|---------------|----------------|--|--|--|
| 被保険者資格取得者数 | 117 | 138 | 111 | ▲ 15.2 | +5.4% | | | |
| 被保険者資格喪失者数 | 148 | 121 | 115 | +22.3% | +28.7% | | | |
| 新規適用事業所数 | 2 | 1 | 3 | +100.0% | ▲33.3% | | | |
| 廃止事業所数 | 1 | 2 | 3 | ▲ 50.0 | ▲ 66.7% | | | |
| 月末現在適用事業所数 | 1,166 | 1,165 | 1,154 | +0.1% | +1.0% | | | |
| 月末現在被保険者数 | 10,059 | 10,089 | 10,446 | ▲0.3% | ▲ 3.7% | | | |
| 受給資格決定件数 | 49 | 38 | 40 | +28.9% | +22.5% | | | |
| 受給者実人員 | 200 | 198 | 202 | +1.0% | ▲ 1.0% | | | |

労働市場の概況(学卒除き、パートタイムを含む)

求 人 倍 率

下

田

1.92

1.62

1.56

新規求人倍率は2.71倍となり、前年同月を0.33ポイント上回った。

求職の状況

一般は88人で▲5.4%の減少、パートは65人で+22.6%の増加となった。 月間有効求職者数は759人で、対前年同月比+11.8%の増加となった。

<u>3.求 人 の 状 況</u> <u>新規求人数は414人</u>で、対前年同月比+19.0%と10ヶ月連続で前年同月を上回った。これを一般・パート別に前年同月と比較すると、 一般は189人で▲2.6%の減少、パートは225人で+46.1%の増加となった。月間有効求人数は1,544人で、対前年同月比+18. 6%と16ヶ月連続で前年同月を上回った。

新規求人数の対前年同月比を産業別にみると、宿泊・飲食サービス業は+80.2%と増加したが、卸売・小売業は▲21.2%の減少、医療・ 福祉業は▲2.3%の減少といずれも前年同月を下回った。

就職の状況

一トの就職件数は30件で▲11.8%の減少、就職率は46.2%で▲18.0ポイント下回った。

保険の状況

雇用保険業務統計の動きからみると、資格喪失者数は148人で前年同月比+28.7%、うち事業主都合による解雇者は11人と対前年同月比 +175.0%と増加した。

雇用保険受給者実人員は200人となり、対前年同月比▲1.0%減少した。

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和4年10月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。 このリーフレットでは、令和4年10月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

<令和4年10月1日の改正内容>

| 訓練コース名 | 対象者・対象訓練 | 共通の見直し | 各コースの見直し |
|----------------|--|-----------|--|
| | 雇用保険被保険者を対象とした定額 制サービスによる訓練など | 1 提出書類の省略 | 2 定額制訓練の要件変更及び 提出書類の簡略化 |
| 人への投資 促進コース | | | 3 高度デジタル人材訓練の 要件変更 |
| | | | 4 情報技術分野認定実習併用 職業訓練の要件変更及び 提出書類の省略 |
| 特定訓練コース | 正規雇用労働者を対象とした 生産性 向上に資する訓練など | | 5 認定実習併用職業訓練の 提出書類の省略 |
| 一般訓練コース | 正規雇用労働者 を対象とした訓練 | | |
| 特別育成訓練 コース | 非正規雇用労働者 を対象とした訓練 | | |

1 提出書類の省略

一般教育訓練等(専門実践教育訓練、特定一般教育訓練及び一般教育訓練の指定講座の訓練)を実施した場合に、支給申請の際に提出が必要となる「一般教育訓練等の経費負担額に 関する申立書」の提出を省略しました。

2 定額制訓練の要件変更及び提出書類の簡略化

【変更点1】

特段の理由なく契約期間の初日から起算して**1か月前までの提出期限を経過し、かつ契約期間の初日が到来していない定額制サービス**(サブスクリプション型の研修サービス)についても、**助成対象**としました。(計画届の提出日から1か月後を契約期間の初日とみなします。)

【変更点2】

計画届の際に提出が必要となる「訓練別の対象者一覧(様式第4-1号)」について、 定額制訓練では、記載内容を簡略化の上、「定額制訓練に関する対象者一覧(様式第4 -2号)」を提出することに変更しました。

【変更点3】

計画届の際に提出が必要となる「対象者全員分の雇用契約書等の写し」を省略し、支給申請の際に、**受講時間数が10時間以上の要件を満たす対象者分の雇用契約書等の写しを** 提出することに変更しました。

3 高度デジタル人材訓練の要件変更

対象事業主の要件に、「企業におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて事業内計画等の計画を策定している事業主」を追加しました。また、この要件を適用する場合、計画届の添付資料に「事業主におけるDXの推進に関する申立書(様式第3 – 4号)」及び「検討を踏まえて策定した事業内計画等」を追加しました。

※対象事業主の要件(該当部分)

- ① 主たる事業が日本標準産業分類 (大分類) の情報通信業である事業主
- (主たる事業が情報通信業以外の場合は以下②から⑤のいずれかに該当する事業主)
- ② 産業競争力強化法に基づく事業適応計画(情報技術適応)の認定を受けている事業主
- ③ 情報処理の促進に関する法律第31条に基づく認定制度の認定を受けている事業主
- ④ デジタル経営改革のための評価指標を用いて、経営幹部、事業部門、IT部門などの関係する者で自己診断を行い、 当該診断結果を(独)情報処理推進機構に提出するとともに、当該自己診断を踏まえた事業内計画等の計画を策定 している事業主
- ⑤ 企業におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の 方向性の検討を行い、この検討を踏まえて事業内計画等の計画を策定している事業主【追加】

4 情報技術分野認定実習併用職業訓練の要件変更及び提出書類の省略

【変更点1】

対象労働者について、未経験者又はキャリアコンサルティングの中で過去の職業経験の 実態等から必要と認められる者(情報処理・通信技術者としての業務経験が概ね1年未 満の者)としていましたが、**経験年数が1年以上であっても**当該業務から長期間離れて いたなど、キャリアコンサルティングの結果、職業経験の実態等から**必要と認められる 者を対象**とすることにしました。(業務経験が概ね1年未満の者の部分を削除)

【変更点2】

計画届の際に提出が必要となる「**認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書(写)**」 の**提出を省略**しました。

【変更点3】

計画届の際に提出が必要となる「**対象労働者の生年月日がわかる書類**」の**提出を省略**しました。

5 認定実習併用職業訓練の提出書類の省略

計画届の際に提出が必要となる「<mark>認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書(写)</mark>」の提出を省略しました。

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。

雇用関係助成金 受付窓口一覧 (厚生労働省ホームページ)



https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html





検索